# 居宅介護支援事業所あぐり

## 介護予防支援事業　運営規程

**（事業の目的）**

第１条 この規程は、社会福祉法人ジェイエ―長野会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の担当職員が、要支援状態にある利用者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

**（事業の運営の方針）**

第２条 事業所は、要支援者である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標志向型の計画を作成し、支援するものとする。

２ 事業所は、利用者の要支援状態の悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３ 事業所は、事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

**（事業所の名称、所在地）**

第３条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名　称　　居宅介護支援事業所あぐり

(2) 所在地　　長野県下伊那郡高森町吉田 481-1 番地

**（職員の職種、員数及び職務の内容）**

第４条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　　１名（介護支援専門員と兼務）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

(2) 介護支援専門員　４名以上（うち１名管理者と兼務）

担当職員は、介護予防サービス計画の作成その他必要な指定介護予防支援の業務を行う。

**（営業日及び営業時間）**

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) 連絡体制　電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（介護予防支援の提供方法）

第６条　介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1)　介護予防支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいようわかりやすく説明を行うとともに、相談に応じる。

(2)　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接したうえで適切な方法で利用者の課題分析を行う。

（指定居宅介護支援の利用料等その他の費用の額）

第７条 介護予防支援の内容は次のとおりとする。

(1)　介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。

(2)　介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう支援すべき総合的な課題を把握する。

①　運動及び移動

②　家庭生活を含む日常生活

③　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

④　健康管理

(3)　利用者の課題分析の結果等を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。

(4)　サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

(5)　当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、介護予防サービス計画とする。

(6)　当該介護予防サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。

(7)　介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスごとの計画書の提出を求める。

(8)　指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスごとの計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取する。

(9)　介護予防サービス計画作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。実施状況の把握にあたっては、少なくともサービス提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接する。利用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施するとともに、少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録する。

(10)　指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。

(11)　介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について

評価する。

(12)　適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への意向がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

2　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

3　処遇改善加算の取得

職員の資質向上及び処遇改善を図るため、介護職員処遇改善加算を取得し、その趣旨に沿って賃金改善その他の処遇改善を行う。処遇改善に係る具体的な賃金改善の内容、配分方法及び実施時期は、別に定める就業規則等により定める。

**（通常の事業の実施地域）**

第８条 通常の事業の実施地域は、高森町、松川町、豊丘村、喬木村を区域とする。

**（虐待防止に向けた体制等）**

第９条　事業所は、虐待発生の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2)　虐待の防止のための指針を整備する。

(3)　職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年２回）に実施する。

(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告する。

**（個人情報の保護）**

第 10 条　事業所は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

2　事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、正当な理由なく、利用者、その家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3　事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

4　事業所は、利用者に関わる他の居宅介護支援施設等との連携を図るなど正当な理由がある場合、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書にて利用者の同意を得る。

**（衛生管理等）**

第 11 条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置

を講じるものとする。

(1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2)　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)　事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

**（苦情処理等）**

第 12 条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

２ 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、市町村、国民健康保険団体連合会から質問、調査がある場合は協力するとともに、助言、指導がある場合は必要な改善を行う。

**（事故発生時の対応）**

第 13 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

２ 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

３ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

**（業務継続計画の策定等）**

第 14 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

２　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**（職員の研修等）**

第 15 条　事業所は、指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

２　事業所は、職員の資質の向上のために、事業に関する適切な研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1)　採用時研修　　採用３ヵ月以内に実施

(2)　継続研修　　年１回以上

３　必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

**（その他）**

第 16 条　事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者（介護支援専門員）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該労働者（介護支援専門員）の就業環境を害することを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 17 条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、統括本部長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

２　この規程の改廃は、統括本部長がこれを定める。

＜附 則＞

この規程は、令和７年５月１日から施行する。

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から改定する。